

14

37 公局第 852 号  
昭和 37 年 11 月 19 日

各通商産業局長 殿

公益事業局長

電磁誘導電圧計算書および電波障害検討書の取扱いについて

電磁誘導電圧計算書および電波障害検討書の記載要領の統一を図るため、別紙写しのとおり各電力株式会社取締役社長および電源開発株式会社総裁あて通達しましたので、貴局においてもその取扱いに留意せられ工事施行認可申請書の審査の迅速化を図られるようお願いいたします。

37公局第852号  
昭和37年11月19日

殿

通商産業省公益事業局長

電磁誘導電圧計算書および電波障害検討書の取扱いについて

上記の件については、従来その記載要領が統一されておりましたが、工事施行認可申請書の審査を迅速に行なうため、このたびその統一を図りたいと思いますので、今後は、下記の要領により取扱って下さい。

## 記

### 1 電磁誘導電圧計算書

- (1) 電磁誘導電圧（以下「誘導電圧」という。）の計算方法および許容値は、電気学会誘導調整委員会電力小委員会報告書（昭和36年5月）によるものとする。
- (2) 電磁誘導電圧計算書（以下「計算書」という。）には、次の事項を記載すること。
  - (イ) 誘導電圧の計算に用いた計算式
  - (ロ) 超誘導電流計算書
  - (ハ) 次に掲げる弱電流電線路の名称、区間、線種、回線数、送電線路との関係位置図その他誘導電圧の算定の基礎となる事項および誘導電圧の計算値（以下「計算値」という。）
    - (a) 公称電圧が100kV以上で、故障電流が0.1秒以内に除去される送電線路にあっては、計算値が200Vをこえる弱電流電線路（計算値がいずれも200V以下のときは、計算値が最大である弱電流電線路）
    - (b) その他の送電線路にあっては、計算値が100Vをこえる弱電流電線路（計算値がいずれも100V以下のときは、計算値が最大である弱電流電線路）
  - (ニ) 計算値が許容値をこえるときは、申請者において検討した軽減対策
  - (ホ) (ニ)の軽減対策に基づいて、当該弱電流電線路の管理者と行なった協議の経緯およびその結果（申請者が工事施行認可の申請書を提出する時までに協議が整わなかった場合には、協議の経緯のみ記載し、協議が整い次第その結果を文書で提出すること。）
- (3) 計算書には、次の書類を添附すること。
  - (イ) 申請者と弱電流電線路の管理者との間に交換された文書の写し
  - (ロ) 申請に係る送電線路およびその送電線路からの離隔距離が5km以内のすべての弱電流電線路を記入した建設省国土地理院発行に係る縮尺五万分の一の地図

### 2 電波障害検討書

- (1) 電波障害とは、使用電圧が170kV以上の送電線路のコロナ雑音に起因する標準放送受信障害をいう。
- (2) S/N比（放送電界強度の雑音電界強度に対する比の常用対数値とし、単位はdBとする。）の算定に当たっては、放送電界強度は実測により、雑音電界強度は計算によるものとする。ただし、放送電界強度の実測が不可能または著しく困難な場合には、日本放送協会の放送電界地図によるものとする。
- (3) 電波障害検討書（以下「検討書」という。）には、次の事項を記載すること。
  - (イ) 放送電界強度の測定地点別の実測値
  - (ロ) 放送電界強度の測定地点別の雑音電界強度の計算値、雑音電界強度の計

算に用いた計算式および計算の基礎となる事項

- (ハ) 放送電界強度の測定地点別のS/N比
- (ニ) 雨天時にS/N比が20db未満の聴取者が生ずる場合には、送電開始後の障害防止対策
- (4) 雨天時にS/N比が30db未満の聴取者が生ずる場合には、その聴取者数および分布状態を20db未満および20db以上30db未満に分けて記入した地図を検討書に添附すること。
- (5) 申請に係る送電線路に交さし、または接近した配電線路が存在する場合には、当該配電線路にコロナ雑音に移行するために起こる放送受信障害について申請者において検討し、その内容を検討書に付記すること。